

**経営革新等支援機関認定について**

2013年4月26日付けで、「経営革新等支援機関」の認定を受けました。 （経済産業省 九州経済産業局認定）※20130412 九州第1号及び福岡財金一第250号この「経営革新等支援機関」とは、税務、金融及び企業財務に関する専門的知識や支援に係る実務経験が一定レベル以上であると国から認定された個人、法人、中小企業支援機関等のことをいい、金融機関、弁護士、公認会計士、税理士等が認定されています。

近年、中小企業を巡る経営課題が多様化・複雑化する中、中小企業支援を行う支援事業の担い手の多様化・活性化を図るため、2012年8月30日に「中小企業経営力強化支援法」が施行され、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う「経営革新等支援機関」を認定する制度が創設されました。この制度は、国が「経営革新等支援機関」を認定することにより、中小企業に対して専門性の高い支援を行うための体制を整備するものです。

「経営革新等支援機関」の支援を受けると、主に下記のようなサポートを受けられます。中でも、特に(1)は大きなメリットだと思いますので、活用をご検討されることをおすすめ致します。

**（１） 認定支援機関による経営改善計画策定支援事業**

本事業は、一定の要件の下、認定支援機関が経営改善計画の策定を支援し、中小企業・小規模事業者が認定支援機関に対し負担する経営改善計画策定支援に要する計画策定費用（モニタリング費用等含む）及びフォローアップ費用の総額について、3分の2（上限200万円）の助成を受けることができます。

**（２）　経営力強化保証**

中小企業が金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行った場合、一般保証における保証料率から概ね0.2％引き下げられます。

**（３） 規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）**

商工会・商工会議所・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を原則6ヶ月以上受けている小規模事業者で、所得税、法人税、事業税、都道府県民税などの税金を原則として完納しているなどの要件を満たせば、日本政策金融公庫から経営改善のための資金を無担保・無保証・低利で利用できます。

**（４） 創業融資制度**

雇用創出を伴う事業や技術やサービス等に工夫を加え、多様なニーズに対応する事業などを新たに起業・創業しようとする方で、税務申告を2期終えていないなどの要件を満たす方は、貸付限度額1500万円、貸付期間が設備資金の場合10年以内、運転資金の場合7年以内を、原則として無担保・無保証で借入れできます。

なお、上記のサポートを受けるためにはいずれも一定の要件がございます。また、上記以外にも多数の支援がございますので、詳細は弊所までお問い合わせ下さい。

詳しい内容は、[中小企業庁のホームページ](http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/)でもご覧いただけます。

弊所が取り扱うことのできる主な相談内容

創業支援／事業計画作成支援／事業継承／M&A／知財戦略／人事・労務／アジアを中心とした海外展開／資金調達支援

ご相談・お問い合わせはお気軽にどうぞ





**医療法人の事業承継業務について**

医療法人に対する法的コンサルタントに力を入れている専門化集団が、 事業承継を中心に医療機関の皆様を全力でサポート致します。

##### 弊所では、事業承継の準備を始めたいとお考えのすべての医療機関様に、最も適したスキームをご提案、サポート致します。

開業医にとって最も頭を悩ませる問題として、「事業承継」があります。 ２０年以上前は子が後継者となるケースが８割を占めていましたが、昨今では子が承継するケースは４割程度にまで減少しています。 また、中小規模の医院の９割近くに後継者がいないと言われており、後継者不足の問題が深刻化しています。 後継者が見つからない方、後継者は決まっているがどのように事業継承を進めたら良いかわからない方など、様々な方がいらっしゃると思いますが、「事業承継対策」には多くの法制面（税法、民法など）の制約が大きな障壁となること、また、スキームの選択を誤ると多額の損をするケースが出てくることなどからも、専門家に相談をして適切なスキームを採ることが極めて重要です。 特に、民法の規定を考慮に入れた遺言の作成や、医療法・定款の規定を考慮に入れた医療法人における権限の承継といった事項は、弁護士からのアドバイスが欠かせないと思われます。 「事業承継」と聞くと、もっと先の話と考える方も多いと思いますが、後継者が円滑な経営をスタートさせる為には、早い時期、つまり現経営者のご健在な時期からの準備が重要です。

##### 国も事業承継問題には非常に強い関心を寄せています。

平成１８年に中小企業庁より公表された「事業承継ガイドライン」を皮切りとして、 民法の特例である「中小企業の経営の承継の円滑化に関する法律」、 税法の特例である「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」 が平成２０年１０月１日より相次いで施行され、事業承継問題に対して、国を挙げてバックアップ体制がとられていると言えます。

このような国からのバックアップ体制も最大限に活かし、事業承継をより円滑に行うためには、弊所のように医療法人の事業承継に力を入れている法律の専門家へ、まずはご相談いただくことをおすすめ致します。

ご相談・お問い合わせはお気軽にどうぞ





**悪質サイト削除業務について**

インターネット上の風評被害にお困りの方はいらっしゃいませんか。

* ブログに虚偽の事実が記載されている
* 会社の名前を検索すると、検索エンジンで上位に誹謗中傷ブログがヒットする
* ブログ作成者に抗議したいが、作成者が誰かわからない

昨今、ブログや掲示板などインターネット上に、虚偽の事実や誹謗中傷が記載される被害が急増しています（東京地裁保全部（民事9部）の仮の地位に基づく仮処分（平成24年度）のうち、約7割がインターネット関係の仮処分といわれているほどです（金融法務事情No1967号51頁））。 当事務所にご相談いただいた場合、

1. ブログ運営会社（FC2やGoogle等）に対し掲示板やブログからの記事削除を要請し、
2. プロバイダに対し開示請求をして発信者情報（IP）を取得し、ブログ作成者の特定をした上で
3. 損害が発生している場合は当該作成者に対し損害賠償請求等を行ったり、場合によっては
4. 名誉毀損を被疑事実とする刑事告訴を行うことが可能です。

また、当事務所では、中国人、韓国人スタッフも常駐していることから、中国語、韓国語でのご相談も可能です。さらに、当事務所では、中国、韓国に提携法律事務所がございますことから、中国、韓国のサイトのご相談も可能です。 まずはお気軽にご相談ください。

※ 2. 発信者情報（IP）を取得しても、作成者の特定ができない場合があります。

##### 【費用】（概算）

・弁護士1名30分5,000円（消費税別）

※案件のご依頼をいただき、当事務所が正式に受任した場合は相談料は無料です。

**〈着手金〉**

※すべて該当サイト１件あたりの価格です（消費税別）。

※プロバイダ、ブログ・掲示板運営会社が海外であり、日本に営業所がない場合等は、下記料金に加え、特別料金をいただくことがあります。

**裁判外**

* 基本着手金（３件まで）
  + 発信者情報開示請求　　　　　　　　　　　 　　100,000円～
  + プロバイダに対する削除請求　　　　　　　　　 　100,000円～
  + 発信者（作成者）に対する削除請求　　　　　　　　100,000円～
* 追加着手金（４件目以降）　　　　　　　　　１件につき 30,000円～

**裁判手続**

* 基本着手金（３件まで）
  + 発信者情報が開示された場合　　　　　　　　　　　200,000円～
  + ブログ、掲示板等が削除された場合　　　　　　　　200,000円～
  + 仮処分命令が発令された場合　　　　　　　　　　　200,000円～
  + 本案訴訟に勝訴した場合　　　　　　　　　　　　　290,000円～
* 追加着手金　　　　　　　　　　　　　　　　　１件につき 50,000円～

**〈成功報酬〉**

* 基本報酬金（３件まで）
  + 発信者情報が開示された場合　　　　　　　　　　　　 　250,000円～
  + ブログ、掲示板等が削除された場合　　　　　　　　　　250,000円～
  + 仮処分命令が発令された場合　　　　　　　　　　　 　　250,000円～
  + 本案訴訟に勝訴した場合　　　　　　　　　　　　　 　　250,000円～
* 追加報酬金（４件目以降）　　　　　　　　　　　　　 １件につき 40,000円～

※１件でも削除ないし発信者情報が開示された場合は、成功報酬が発生します。

※この他、実費（切手代・交通費等）、及び、県外出張の場合は弁護士１名につき１日100,000円の日当が発生致します。

ご相談・お問い合わせはお気軽にどうぞ

